

28消安第1807号
平成28年7月15日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 森山 裕

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第8号の規定に基づき、下記について、貴委員会の意見を求めます。

記

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条の4第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品について再審査を行うこと。

- 1 フルニキシンメグルミンを有効成分とする豚の注射剤（フォーベット50注射液、フィナジン50注射液）
- 2 トルトラズリルを有効成分とする牛及び豚の強制経口投与剤（牛用バイコックス、豚用バイコックス）

